

令和元年由仁町議会第4回定例会 第2号

令和元年12月13日(金)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 由仁町水道事業 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
給水条例審査
特別委員会
報告第1号
(議案第17号)
- 3 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 4 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 5 会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 6 会議案第2号 議員派遣について
- 7 意見書案 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
第1号
- 8 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(9名)

議長10番	熊林和男君	副議長	9番	後藤篤人君
1番	大島敏弘君	2番	加藤重夫君	
3番	早坂寿博君	4番	羽賀直文君	
5番	浮田孝雄君	6番	平中利昌君	
7番	大竹登君			

○欠席議員(1名)

8番 佐藤英司君

○出席説明員

町	長	松村諭君
副町	長	田中利行君
教育	長	田中宣行君
代表監査委員		吉田弘幸君
総務課	長	野島健君
地域活性課	長	菊地和夫君

住 民 課 長	中 島 哲 君
産 業 振 興 課 長	納 口 浩 昭 君
保 健 福 祉 課 長	中 道 康 彦 君
建 設 水 道 課 長	岩 花 司 君
会 計 管 理 者	山 影 寿 幸 君
町 立 診 療 所 事 務 長	安 達 智 君
町 立 診 療 所 専 門 官	今 澤 輝 隆 君
教 育 課 長	泉 陵 平 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 原 田 直 人 君

○出席事務局職員

局 長	河 合 高 弘 君
主 査	山 口 明 久 君
主 事	清 水 香 葉 子 君

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。
よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 後藤君、1番 大島君
を指名します。

◎日程第2 由仁町水道事業給水条例審査特別委員会報告第1号

- 議長（熊林和男君） 日程第2、由仁町水道事業給水条例審査特別委員会報告第1号
（議案第17号） 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

本案につきましては、本定例会12月11日の会議において由仁町水道事業給水条例審
査特別委員会に付託し、審査をお願いしていたところではありますが、審査が終了した旨の
報告が議長のもとに届いておりますので、委員長の報告を求めます。

大竹委員長

- 7番（大竹 登君） 由仁町水道事業給水条例審査特別委員会報告。

令和元年12月11日開会の由仁町議会第4回定例会において本委員会に付託された事
件については、同日特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査結果、由仁
町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

事件番号、令和元年第4回定例会議案第17号、件名、由仁町水道事業給水条例の一部
を改正する条例の制定について。

審査の結果、上記原案を可決といたします。

以上で報告を終わります。

- 議長（熊林和男君） 委員長の報告が終わりました。議長を除く9名で構成する由仁町
水道事業給水条例審査特別委員会のための質疑を省略いたします。

これから討論を行いたいと思いますが、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 討論はないものと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

由仁町水道事業給水条例審査特別委員会報告（議案第17号） 由仁町水道事業給水条

例の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） お座りください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号

○議長（熊林和男君） 日程第3、議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在固定資産評価審査委員会の委員であります黒田良行氏の任期が令和元年12月20日をもって満了となります。黒田氏は、固定資産の評価に対するの識見と公平性を有しており、評価審査委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任したくご提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） お座りください。起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第4 議案第16号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在固定資産評価審査委員会の委員であります清水俊雄氏の任期が令和2年1月13日をもって満了となります。清水氏は、固定資産の評価に対しての識見と公平性を有しており、評価審査委員として適任であると考えておりますので、引き続き委員として選任いたしたくご提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） お座りください。起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第5 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年12月11日提出。提出者、由仁町議会議員、後藤篤人、賛成者、由仁町議会議員、早坂寿博、同じく、由仁町議会議員、羽賀直文。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 提案理由の説明を求めます。

後藤委員長

○9番（後藤篤人君） 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

由仁町の財政状況については、依然として厳しい状況が続いており、今後も町財政は厳しい運営を強いられることが予想される場所であり、議会としてもこれまで同様財政状況の変化に対してスピード感を持った対応が必要であると考えております。このようなことから、議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会の採決で決定したとおり、議員報酬を削減することとし、令和2年1月1日から私どもの任期内である令和5年4月30日までの間、議員月額報酬を10%削減することとする独自措置としての条例改正を行い、町民皆さんの福祉の向上と効果的、効率的な行財政運営に努めようと提案した次第であります。

議員各位の賛同を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（熊林和男君） お座りください。起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 会議案第2号

- 議長（熊林和男君） 日程第6、会議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。
事務局長に会議案の朗読をさせます。
○事務局長（河合高弘君） 会議案第2号 議員派遣について。
議員の派遣について、次のとおり承認を求めます。
令和元年12月11日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） お諮りいたします。
この会議案第2号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
会議案第2号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第7 意見書案第1号

- 議長（熊林和男君） 日程第7、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。
事務局長に意見書の提出について朗読させます。
○事務局長（河合高弘君） 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の

提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年12月11日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

内容につきましては、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たり町長からご挨拶の申し出がありましたので、ご清聴願います。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、令和元年由仁町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、私どもから条例の新制定及び改廃7件、各会計補正予算7件、人事案件2件、追加議案の1件、合計17件を提出いたしまして、全ての案件につきまして原案どおり可決をいただき、ありがとうございます。

また、加藤議員、大島議員、大竹議員からの貴重なご意見、ご指導をいただきました重要な課題につきましてはしっかりと受けとめ、町政執行に努めてまいります。振り返りますと、ことしの5月、2期目の町政をスタートいたしました。あっという間に過ぎ去り、慌ただしく走り抜けた8カ月でありました。まだまだ当町が抱える課題の解決に向けては、一里塚を超えただけという自戒の念を抱いているところであります。除夜の鐘を聞くにはまだ3週間ほどありますが、新しい年の好スタートに向け最後の追い込みに努めてまいります。これまでの町政執行に当たり、私を初め全職員に対して議員の皆様から寄せられましたご理解とご協力に対し、改めて感謝とお礼を申し上げます。

寒さが増してまいります。健康には十分注意され、輝かしい年を迎えられますことを祈念いたしまして、定例会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 以上で終わります。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前 9時50分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

9 番議員 後 藤 篤 人

1 番議員 大 畠 敏 弘